

生駒市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第9項の規定に基づき、住民監査請求の監査結果に係る措置について生駒市長から通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成24年5月23日

生駒市監査委員	藤本勝美
生駒市監査委員	井上圭吾
生駒市監査委員	中谷尚敬

生市活第69号
平成24年5月17日

生駒市監査委員 藤本勝美様
生駒市監査委員 井上圭吾様
生駒市監査委員 中谷尚敬様

生駒市長山下真

住民監査請求に係る監査の結果（勧告）により行った措置について（通知）

このことについて、平成24年5月7日付け生監第27号により住民監査請求に係る監査の結果（勧告）について下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第242条第9項の規定に基づき通知します。

記

1 勧告の内容

- (1) 推進会議を存続させるか否か、存続させるとした場合、条例に基づき附属機関として設置する、あるいは所掌事務の範囲を明文で限定するなどしてその活動が附属機関と同じ活動にならないようにするなど、適切な措置を講じ、その結果を平成24年10月13日までに報告すること。
- (2) 上記報告をするまでの間、推進会議の活動を停止するための適切な措置を講じ、その結果を平成24年5月31日まで報告すること。

2 講じた措置の内容

勧告を踏まえ、平成24年5月14日に予定していた推進会議の開催を中止した。今後については、上記（1）の措置を講ずるまで推進会議の開催を行わないこととする。

以上